



— 香川県建設業担い手確保・育成事業 —

1 事業目的

本事業は、建設工事の担い手となる建設労働者等を確保・育成することを目的として、必要な経費の一部を補助するものです。

2 補助対象事業者

- ・建設業法に基づく建設業の許可を有し、又は申請年度における測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿に登録されており、主たる営業所を県内に有する中小企業者
- ・香川県内に主たる事務所を置く一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらからなる協議会等のいずれかに該当する団体であって、主に建設企業等（建設業法第3条の許可を受けている者）によって構成されている事業者団体

※詳細は、要綱、手引きをご確認ください。

3 補助対象となる経費、補助金の額等

～R7 年度から、新たな内容を盛り込みました！～

外国人材
の確保・
育成

バックオ
フィス業
務の DX 化

ICT 人材の
確保・育
成

補助対象
資格の
拡大

(1) 補助対象となる経費

事業内容：(i) 人材確保への取組みに関する事業

経費区分	経費内容	補助対象費目
求人活動費	求人情報掲載や会社説明会への出展、インターンシップ事業等の求人活動（ <u>外国人材の確保に係る活動を含む。</u> ）に要する経費	専門家謝金（コンサルティング費等を含む）、旅費、会場使用料、役務費、資料購入費、委託料、展示会出展料、会場整備費、保険料、広告宣伝費、 <u>翻訳費、通訳費</u>
<u>バックオフィス業務のDX化費用</u>	バックオフィス業務のDX化のためのシステム導入等に要する経費	専門家謝金（コンサルティング費等を含む）、委託料、役務費、設備導入費、ソフトウェア導入費、人材育成費、クラウドサービス利用料 例：工事管理システム、勤怠管理システムの導入
情報発信費	ホームページでの情報発信に要する経費	ホームページ作成費（ <u>ホームページ多言語化に係る費用を含む。</u> ）

事業内容：(ii)人材育成への取組みに関する事業

経費区分	内容	補助対象費目
<u>ICT人材育成費用</u>	ICTスキルを活用して技術者業務を支援する人材（ <u>外国人材を含む。</u> ）の育成に要する経費	講座・講習受講料、受験料、教材費、翻訳費、 <u>通訳費</u> 例：建設ディレクター育成講座、ドローン講習、BIM/CIM資格試験の受講・受験
特別技能教育費（ICT人材育成費用を除く。）	社内教育の実施やセミナー等の受講による人材（ <u>外国人材を含む。</u> ）の育成に必要な経費	講師謝金（コンサルティング費等を含む）、講師旅費、職員旅費、会場使用料、役務費、教材費、受講料、委託料、 <u>翻訳費、通訳費</u>
資格取得費	主任技術者及び管理技術者に求められる資格等の <u>建設関係の資格の取得</u> に要する経費	受験料、受講料、教材費、 <u>翻訳費、通訳費</u>

(2) 補助金の額（補助限度額及び補助率）

- ・ 補助率 : 補助対象経費の2分の1以内の額
- ・ 補助限度額 : 20万円を上限額とします。

- ※ 補助件数は、30件程度を予定しています。
- ※ 同一の補助事業者への補助金交付は、各年度1回までとします。
- ※ 補助対象経費は、全ての経費区分・補助対象費目を合算した額で計算します。
- ※ 補助対象経費は、交付決定日から令和8年3月31日までに発注及び支出される経費が対象となります（事前や事後に、発注・支出された経費は対象外ですが、ICT人材育成費用、特別技能教育費及び資格取得費は着手の日は問わず、事業実施日（合格発表日）が令和7年度のものが対象となります）。
- ※ 補助対象経費は、既存事業と明確に区分できるもので、かつ領収書等の証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。
- ※ 消費税、振込手数料及び現在利用しているシステムの維持費や、来年度以降の機器・システムの月額利用料等のほか、パソコン、タブレット、スマートフォン等の汎用機器は、補助対象外です。

4 申請方法等

(1) 募集期間 令和7年7月22日（火）～12月19日（金）

(2) 申請方法 持参、電子メール又は郵送

- ① 県に提出する書類の部数は1部で、電子メールにより提出する場合以外は、交付申請書は、必ず、簡易書留や一般書留、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。交付申請書以外は普通郵便で送っていただいても構いません。
- ② 県から問い合わせをする場合がありますので、提出の際には、必ず提出物の写しをとっ

て保管しておいてください。

③ 書類の送付について

- ・ 信書を送達できる者により送付すること
- ・ 申請書や実績報告書等は「信書」に該当するため、これを送達できるのは、次のいずれかの者に限られます。一般の宅配便での送付はできません。

①郵便事業株式会社（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号））

②総務大臣の許可を受けた信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号））

- ・ 配達記録が確認できる方法で送付すること
- ・ 申請書や実績報告書等が間違いなく県の補助金受付に到着しているかどうかは、申請者において配達記録で確認していただく必要があります。

県では、未着のものについての確認はできませんのでご注意ください。

- ・ 封筒の表面に補助金関係書類であることを明示すること
補助金関係書類であることがわかるよう、封筒の表面に「香川県建設業担い手確保・育成事業補助金交付申請書在中」等と朱書きしてください。
- ・ 電子メールの場合は、表題に補助金の申請であることを明示すること
補助金の申請であることがわかるよう、電子メールの表題を「担い手確保・育成事業補助金交付申請について」などと記載し、別に郵送又は持参する書類があれば、その旨を記載してください。

(3) 申請書類

・ 交付申請書 (様式第 1 号) ・ 事業計画書 (様式第 2 号) ・ 誓約書 (様式第 3 号)	香川県ホームページからダウンロードしてください。
商業登記簿謄本 (コピー可)	<u>交付申請書提出日から起算して 3 か月以内に取得したもの</u> 個人事業主である場合は不要
県税事務所が発行する納税証明書 (県税及び地方法人特別税の未納の税額) (がない証明 (コピー可))	<u>交付申請書提出日から起算して 1 か月以内に取得したもの</u>
対象経費の算出根拠を証する書類 (コピー可)	見積書、設計書など
その他事業内容の確認に必要な書類等	パンフレット、写真など

※ 申請書類は、各 1 部提出してください。

(申請内容について問い合わせをさせていただくことがあるので、必ず控えをとっておいてください。)

5 補助対象者の決定

- 募集期間中に申請があった場合は、その都度、補助の適否を判断し、予算額に達するまで、「先着順」で交付決定を行い、その旨及び補助内示額を申請者あて通知します。
- 予算の範囲内での交付となるため、必ず補助金の交付を受けられるわけではなく、全ての要望にお応えできないこともあります。
- 予算額に達した場合は、「上限に達した日」の申請者から先着により決定を行います。

6 補助事業スケジュール

時 期	内 容
令和7年7月22日（火）～ 12月19日（金）	補助金交付申請書受付期間
1月中旬まで（随時）	補助金交付決定
交付決定後（随時）	事業着手
事業完了時	実績報告、完了検査、補助金支払

注：上記スケジュールは、目安であり、変更となることがあります。

7 補助金を受けるに当たっての注意事項

補助事業遂行時には、次の事項に注意してください。

- (1) 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定通知後になります。
- (2) 補助金の支払いは、事業完了後の実績報告書提出以降に、口座振込により行います。
- (3) 実績報告書は、事業完了後30日以内かつ令和8年4月10日までに提出してください。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し、その書類を補助事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保管してください。
- (5) 本補助事業については、他の補助金の交付と重複して利用することはできません。

8 書類等の提出先・問い合わせ先

香川県 土木部 土木監理課 契約・建設業グループ

電話番号 087-832-3506（直通）
FAX番号 087-806-0220
メールアドレス dobokukanri@pref.kagawa.lg.jp

・例年、提出書類に不備が多数見られます。書類の書き方でご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

・詳細については、香川県ホームページをご確認ください。
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kensetsujinzai/wn7yti202106070706.html>

